

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

規制の名称：成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官室 等

評価実施時期：平成30年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

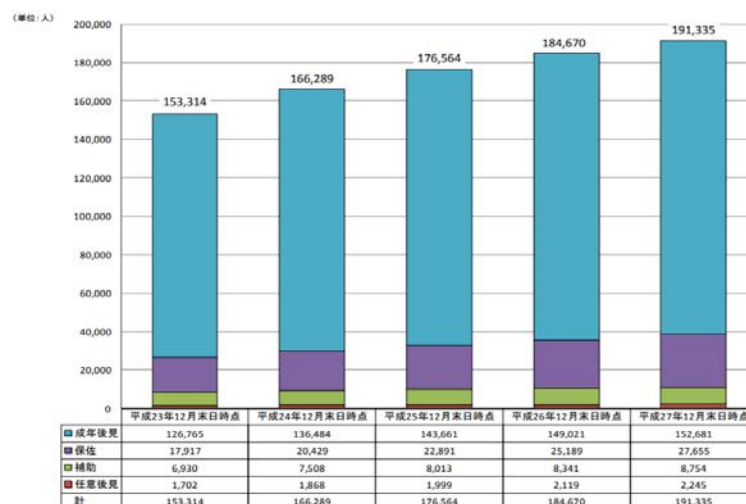
「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

将来における成年後見制度の利用者数は、今後、認知症の高まりや単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられている。

だが、現在における成年後見制度の利用者については増加傾向にあるものの（グラフ1参照）、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にある（グラフ2参照）。

<グラフ1：成年後見制度の利用者数の推移（平成23年～平成27年）>



【出典：内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局作成資料（平成 28 年 9 月 23 日）】

<グラフ 2：認知症の人の将来推計について>

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合：19%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合：20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)	15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

【出典：内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局作成資料（平成 28 年 9 月 23 日）】

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

(課題及びその発生原因)

上述のとおり、今後、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、近年、同制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

これについて、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)にもとづく成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)では、成年被後見人等(※)の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在することが、同制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。

(※) 成年被後見人及び被保佐人

また、同計画では、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であること

を理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行うこととされている。

(規制緩和以外の政策手段の内容)

成年被後見人等の権利制限の措置の見直しについては、当該欠格事由を削除し、個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)を新設する以外の方法は想定できない。

(規制緩和の内容)

上記を踏まえ、政府として欠格条項を設けている各制度について、個別審査規定へと適正化するとともに、以下の通り、所要の手續規定を整備する(経産省所管法律は24本:別添1参照)。

- ・ 代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されている法律については、現行の欠格条項を削除する。
- ・ 代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されていない法律については、現行の欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、代替的な個別審査規定を整備する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(「遵守費用」について)

<欠格条項を単純に削除するもの>

特段発生しない。

<欠格事項を削除し、新たに個別審査規定を設置するもの>

申請者が心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報(医師の診断書等)を提供するための費用が生じる。

(「行政費用」について)

<欠格条項を単純に削除するもの>

特段発生しない。

<欠格事項を削除し、新たに個別審査規定を設置するもの>

申請者からの申請時には書類審査や対面審査等、また申請後、申請者が心身の故障等の状況に陥った際には報告徴収や立入検査等が想定されるが、今回の見直しによ

る変動の有無・程度を算定することは現時点においては困難。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

これまでも法律の規定に基づき、各法人等へ国又は地方公共団体の検査等を行っており、今回の規制緩和による新たなモニタリングの費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

<欠格条項を単純に削除するもの>

当該規制において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

<成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの>

当該規制において、成年被後見人等の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、今後は、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本規制緩和の性質上、効果を金銭価値化することは困難。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本規制緩和の性質上、効果を金銭価値化することは困難。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

<欠格条項を単純に削除するもの>

特段想定されない。

<欠格条項を削除し、個別審査規定を設置するもの>

既存の個別審査規定により、必要な能力の有無を判断するため、特段の影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

遵守費用及び行政費用が発生していない場合においては、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等を法人役員等から一律に排除することがなくなり、法の目的

である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいと考えられる。

（※）成年被後見人等に係る欠格条項をめぐっては訴訟も提起されている状況。

また、遵守費用及び行政費用が発生する場合においては、本対策案により得られる効果（人権問題の解消）が非常に大きいのにに対し、必要な費用は社会的に受忍されるべき程度のものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

成年被後見人等の権利制限の措置の見直しについては、当該欠格事由を削除し、個別審査規定を新設する以外の方法は想定できない。以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）におい

て、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりとりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今回の改正法施行後 5 年（平成 35 年）を経過した場合において、改正法の規定の運用状況を確認し、必要があると認めるときは、その内容に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要。

今回改正された法律における運用状況を確認する。

法律一覧

1. 中小企業等協同組合法
2. 火薬類取締法
3. 商品先物取引法
4. 高压ガス保安法
5. 商工会議所法
6. 武器等製造法
7. 商工会法
8. 技術研究組合法
9. 割賦販売法
10. 商店街振興組合法
11. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
12. 情報処理の促進に関する法律
13. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
14. 商品投資に係る事業の規制に関する法律
15. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律
16. 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律
17. 産業競争力強化法附則第 1 4 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 4 条による旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
18. アルコール事業法
19. 弁理士法
20. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
21. クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律
22. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律
23. 産業競争力強化法
24. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律

以上